

京都市訓令甲第 16 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市広報広聴事務取扱規程及び京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月30日

京都市長 門 川 大 作

(京都市広報広聴事務取扱規程の一部改正)

第1条 京都市広報広聴事務取扱規程の一部を次のように改正する。

別表区役所及び区役所支所の項中「担当課長補佐、」を削る。

(京都市公文書取扱規程の一部改正)

第2条 京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

第3条第4項第3号及び第6項第2号中「及び中央卸売市場第一市場」を「、中央卸売市場第一市場及び中央卸売市場第二市場」に改める。

別表課長又はこれに準じる者の項中「課長補佐若しくは」を削り、「これら」を「これ」に改め、同表課長補佐若しくは係長又はこれらに準じる者の項中「課長補佐若しくは」を削り、「これら」を「これ」に改める。

第7号様式、第8号様式及び第10号様式中「課長補佐・」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)